

投資信託のお取引があるお客さまへ



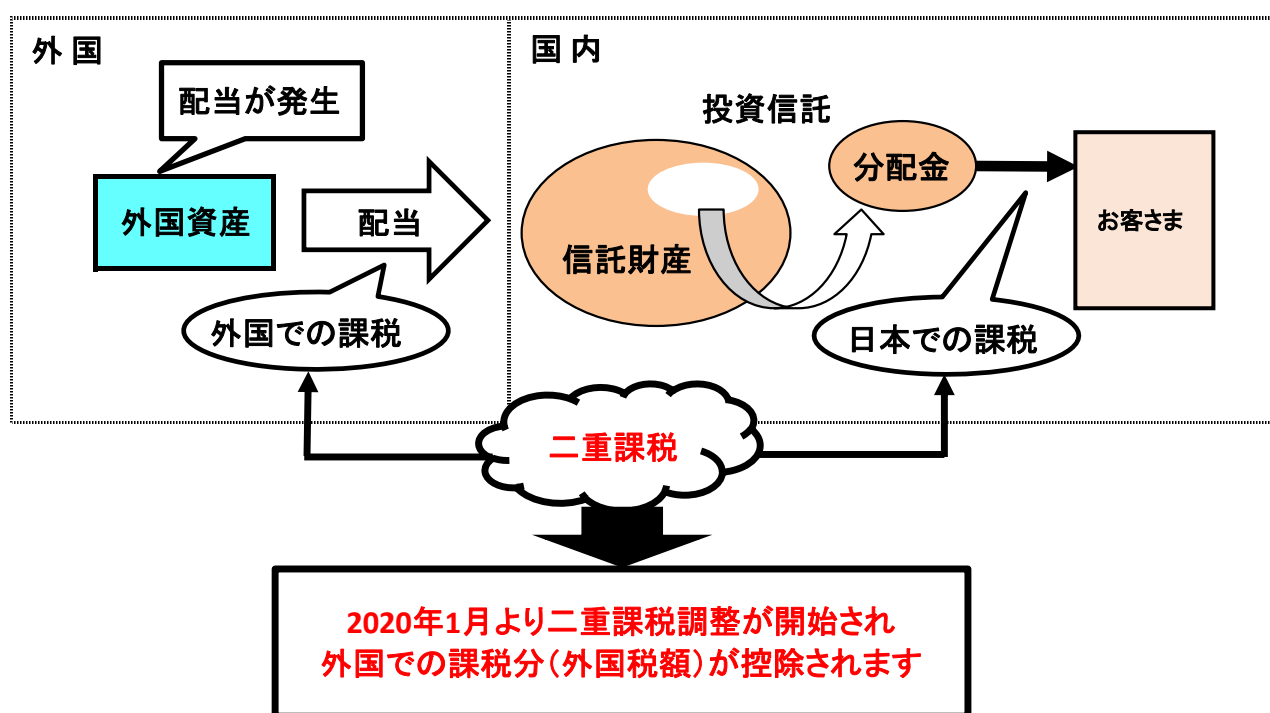
## 投資信託にかかる二重課税調整制度の開始のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、これまでお客さまが保有されていた、外国資産（株式・不動産等）へ投資する投資信託は、当該投資から得た配当等について、外国で税金が課されていることがありました。

そして、国内においては、お客さまが受け取る分配金に所得税等（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税5%）が課されています。

このため、二重に（過大な）課税が行われている状態にあり、2020年1月からはこのような二重課税が生じないように、外国で納付済みの税金について、国内の税金から控除できる「二重課税調整制度」の取扱いが開始されます。



この二重課税調整制度について、お客さまが必要な手続きはなく、2020年1月1日以降に支払われる投資信託の分配金から、自動的に適用されます。ただし、住民税については、二重課税調整制度の適用はありません。

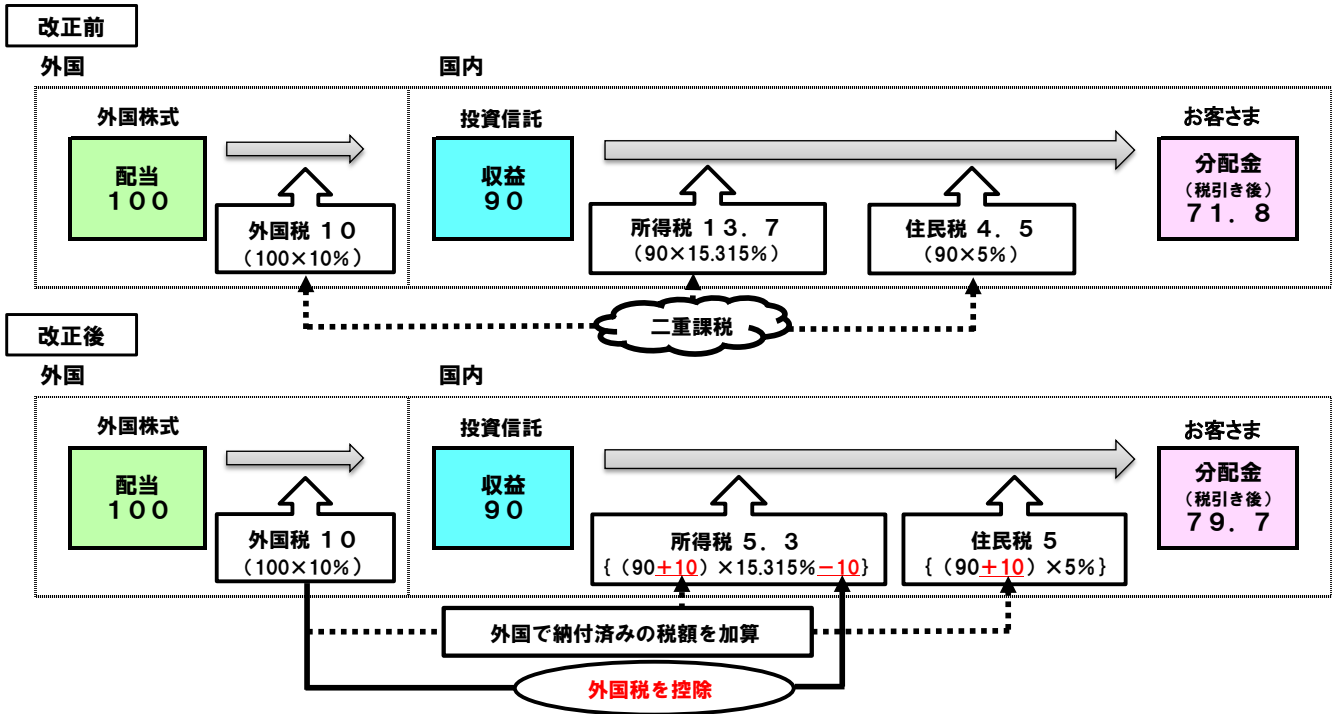
なお、日本の税金から控除される外国税の額については、保有している商品やその投資先に関する税制、お客さまの属性等によって差異が生じます。また、NISA口座で保有されている投資信託の分配金については、対象とはなりません。

※ 詳細は裏面のイメージ図等をご覧ください。

朝日信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第143号／加入協会：日本証券業協会

記載内容は、2019年12月現在の情報にもとづいて作成しております。  
制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

<投資信託の二重課税調整にかかる計算のイメージ> ※外国税を10%と仮定しています



<お客さま向け書面の変更点>

- ・ 上場株式配当等の支払通知書（記載例）

2020年以降に郵送される「上場株式配当等の支払通知書」については、「通知外国税相当額等」の欄が追加され、外国税の控除額等が表示されます。

種類	銘柄						支払確定日 又は 支払年月日
	口数又は額面金額	配当又は利子等の額（円）	課税額（円）	特別分配金額（円）	通知外国税相当額等（円）	源泉徴収税額（国税）（円）	
	配当又は分配金単価（円）		うち加算金額（円）	外国所得税の額（円）	うち通知所得税相当額（円）	源泉徴収税額（地方税）（円）	
			内		内		

- ・ 特定口座年間取引報告書（記載例）

2020年以降に郵送される「特定口座年間取引報告書」については、「上場株式配当等控除額」の欄が追加され、外国税の控除額等が表示されます。

(配当等の額及び源泉徴収税額等)							
種類	配当等の額	源泉徴収税額（所得税）	配当割額（住民税）	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額	
④株式、出資又は基金					内		
⑤特定株式投資信託					内		
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託					内		
⑦オープン型証券投資信託					内		
⑧国外株式又は国外投資信託等					内		
⑨合計（④+⑤+⑥+⑦+⑧）					内		

本件に関するご質問やご不明な点がございましたら、お取引店または下記の連絡先までお問い合わせください。今後とも、朝日信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

ご照会・ご連絡先

朝日信用金庫 個人営業部フリーダイヤル 0120-700-921